

新旧対照表

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

新	旧
<p>(乳児院の長の資格)</p> <p>第2条 条例第29条第1項第4号に規定する規則で定める者は、次に掲げる期間の合計が3年以上である者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) <u>第12条の3第2項第6号</u>に規定する児童福祉司(第8条第1号において「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(乳児院の長の資格)</p> <p>第2条 条例第29条第1項第4号に規定する規則で定める者は、次に掲げる期間の合計が3年以上である者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) <u>第12条の3第2項第4号</u>に規定する児童福祉司(第8条第1号において「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間</p> <p>(2)・(3) (略)</p>